

八街市健康づくり推進協議会委員の公募に関する要領

1 趣旨

この要領は、八街市審議会等の委員の公募に関する規則（平成29年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、八街市健康づくり推進協議会の公募委員の公募及び選考に関し必要な事項を定めるものとする。

2 公募委員の数

公募により選任する委員の数は2人以内とする。

3 公募の方法

広報やちまた、市ホームページにより周知する。

4 公募委員の応募資格

- (1) 任期の開始日現在で市内に在住、在勤している者
- (2) 健康づくりに関心があり、市民の健康づくりに意欲を持って取り組める者（保健師、栄養士、社会福祉士等の有資格者、医療機関、介護施設等従事経験者など）
- (3) 八街市の職員及び議会議員でない者
- (4) 任期の開始日現在で八街市の他の審議会等の公募委員を2以上委嘱されていない者
- (5) 暴力団員などと密接な関係を有さない者
- (6) 市税などの滞納がない者
- (7) 平日の昼間の会議に参加できる者

5 応募方法

応募者は、申込書に必要事項を記入のうえ、市が指定したテーマに関するレポート（任意様式、800字以内）を添えて、健康増進課へ提出（持参または郵送）するものとする。

6 選考方法

公募委員を選考するため、八街市健康づくり推進協議会委員公募委員選考委員会を置く。

- (1) 選考委員会は、各部の長及び教育次長をもって組織する。
- (2) 選考委員会に委員長を置く。
- (3) 委員長は、市民部長をもって充てる。
- (4) 選考委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- (5) 選考委員会の事務は、健康増進課において処理する。

7 選考基準

公募委員は、別表の選考基準により選定する。

8 選考結果の通知

選考結果は、応募者全員に通知する。

